

行動計画策定

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによってすべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動を策定する。

1 計画期間 令和3年6月1日から令和8年5月31日までの5年間

2 内容

目標1 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・令和3年6月 法に基づく諸制度の利用状況を調査する
- ・令和3年7月 制度に関するパンフレット配布やポスター掲示等の周知方法の検討
- ・令和3年9月 パンフレット配布、ポスター掲示等により社員に周知を図る
- ・令和4年3月 社員に再度周知を図る